改正後

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十の四　（略）

（削る）

（削る）

二十一～二十九　（略）

三十　まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。

三十一～四十八　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　地籍調査に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十一　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

十二　復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

（工事品質調整官）

第三十一条　企画部（東北地方整備局及び九州地方整備局を除く。）に、工事品質調整官一人を置く。

2　（略）

（緊急災害対策調整官）

第三十五条　企画部（東北地方整備局を除く。）に、緊急災害対策調整官一人を置く。

2　（略）

第四十二条　削除

（地域河川調整官）

第四十五条　（略）

2　地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務（東北地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川保全管理官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除く。）並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。

改正前

（建政部の所掌事務）

第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十の四　（略）

二十の五　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

二十の六　復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

二十一～二十九　（略）

三十　まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。第四十二条第二項において同じ。）の指導及び助成に関すること。

三十一～四十八　（略）

（用地部の所掌事務）

第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（工事品質調整官）

第三十一条　企画部（東北地方整備局を除く。）に、工事品質調整官一人を置く。

2　（略）

（緊急災害対策調整官）

第三十五条　関東地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局の企画部に、緊急災害対策調整官一人を置く。

2　（略）

（特定市街地事業対策官）

第四十二条　九州地方整備局の建政部に、特定市街地事業対策官一人を置く。

2　特定市街地事業対策官は、命を受けて、都市計画事業又はまちづくりに関する総合的な事業と住宅の供給等に関する事業との調整に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（地域河川調整官）

第四十五条　（略）

2　地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務（東北地方整備局、関東地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川保全管理官が整理するものを除き、中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除く。）並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。